

令和7年度 事業計画

社会福祉法人 嘉手納町社会福祉協議会

●嘉手納町社会福祉協議会「理念・行動指針」

理念

私たち嘉手納町社会福祉協議会は、町民ひとり一人の自分らしい暮らしづくり、活躍できる場づくり、人とのつながり・支えあいづくりに取り組み、『ひとり一人のしあわせ広がる嘉手納町』の実現を目指します。

行動指針

- 一、 私たちは、理念に向かって組織の一員であることを自覚し行動します。
- 一、 私たちは、ひとり一人の可能性を信じ大切な存在として受け止めます。
- 一、 私たちは、思いやりの気持ちを持ち、相手の立場に立って考え行動します。
- 一、 私たちは、職員同士、積極的に話しあいの場をつくり、お互いに理解し協力します。
- 一、 私たちは、多くのつながりに支えられていることを意識し、感謝の気持ちを大切にします。

■基本方針

現在の社会を取り巻く環境は、物価高騰などによる経済や社会情勢の変化、また地域社会の絆の希薄化など、大きく変化しており、地域福祉の課題も一層複雑化・多様化しています。

そのような社会や時代であるからこそ地域における人と人の繋がりを再構築し、誰もが役割を持ちお互いが存在を認め支え合うことで孤立せずにその人らしい生活を送ることができる地域社会の実現が求められています。

このような中、地域福祉を推進する中核的な団体として社会福祉協議会の役割は大きく、その実現に向けて地域や行政、関係機関と連携・協動しながら福祉課題に取り組んでいきたいと思います。

令和7年度においては、昨年に続き人材育成と地域づくりを通して、全職員が協力し事業に取り組んでいける体制づくりを進めるとともに、地域アセスメントを実施し地域の特性や課題などを把握し今後の取り組みについて検討してまいります。

また、今年度は「第3次嘉手納町地域福祉推進計画」がスタートします。この計画は、嘉手納町の地域福祉の総合的な施策が盛り込まれており、嘉手納町と連携し計画を推進し地域福祉の更なる向上に努めてまいります。

以下、令和7年度における事業について説明します。

■重点目標

1 人材育成と組織づくりへの取り組み

法人の職員を対象に、対話を通したチーム支援コンサルティングを導入し、職員一人一人の理念の理解と行動促進、そして理念実現に向かうチームづくりに取り組みます。

2 地域アセスメントの実施

地域の課題も多様化・複雑化する中、小地域福祉活動団体等も担い手が減少するなどの課題を抱えています。そのような中、今後の地域支援の在り方を考えていくために地域の皆さんと一緒に社会資源の把握等の地域アセスメントを実施していきます。

3 社協の強みを生かした障害児通所支援事業の展開

地域とのつながりを大切にし、障害児への理解を深めるための地域支援活動にも積極的に取り組みます。また、地域交流イベントの開催や、障害についての啓発活動を通じて、地域全体で子ども達を支え合う温かい環境を築いていきます。

■実施事業

【1】組織運営

①会務の運営及び連絡調整

- 1) 理事会・評議員会の開催
- 2) 理事・評議員の研修会の開催（年1回予定）
- 3) 理事・評議員の任期満了による改選
- 4) 正副会長・事務局長会議の開催
- 5) 定期的な係・事業所の会議
- 6) 職員全体会議の開催

②会員組織の強化と自主財源の確保

1) 社協会員の募集

社協の活動を住民へ理解を深めてもらうため、広報活動を工夫し、更なる会員増へ繋げる。

- ・戸別会員
- ・賛助会員
- ・特別会員

③職員の資質の向上と組織づくり

1) チーム支援コンサルティングの導入（2年目）

個々の職員との対話を重ねて理念の理解に加え、相互理解を深めることで、より強固な関係性の醸成をねらい、理念実現に向かうチームづくりへの取り組みを継続して実施する。（対話、理念浸透、コアチーム生成、経営会議などの運営）

2) 各種研修会への派遣

3) 内部研修会の実施

④総合福祉センターの指定管理運営事業

- 1) より多くの町民の方が利用しやすいセンターとするためサービス向上に努める。
- 2) 火災・自然災害を想定した避難訓練の実施
- 3) 福祉センター外構工事への対応

⑤法人広報・啓発事業

- 1) 社協だよりの発行（年4回）
- 2) ホームページ・Facebook等によるネットを活用した情報発信

【2】 コミュニティソーシャルワーク事業の推進

1) 個別支援関連

個別支援においては、地域支援での継続した関わりから形成されてきた相談しやすい関係性を大切にしたアウトリーチを基本とし、地域や法人内外の関係機関との連携を図りながら、課題解決に向けた支援に加えて、解決が困難な課題についても伴走支援を行っていく。

- ① 総合相談支援
- ② かでな安心キット事業
- ③ フードバンク

2) 小地域福祉活動関連

モデル事業として始めてから10年を超えた中で、活動者の減少、固定化など小地域福祉活動団体もさまざまな課題を抱えている。そういう状況下において継続した支援に加え、改めて社会資源の把握を地域のみなさんと一緒に実施し、これからの中10年を支えるための取り組みを検討する。

- ① 東区見守り隊
- ② 中央区気になる会
- ③ 南区地域見守り隊
- ④ 西区ささえ愛たい
- ⑤ 西浜区つなげる会

3) 子ども・子育て支援関連

「あさかふえ」や「屋良っ子番所」といった主に子ども・子育て世代に向けて自治会と共に実施している取り組みを継続することで、地域・社協とのつながりづくりを推進する。また、子育て世代との対話などから、自分にとって居心地のいい「第3の居場所」といった、場・空間などを検討する。

- ① ママパパ会 ※仮称（小地域福祉活動フォーラム）
- ② あさかふえ & あさかふえマルシェ
- ③ 屋良っ子番所
- ④ ゆるクッキング会

4) その他

- ① 地域見守り協力活動事業
- ② 地域福祉推進計画の推進 など

【3】支え合うまちづくりの推進

①各種社会福祉関係諸団体支援事業

各団体が地域の変化や会員の減少・高齢化により組織のあり方を見直す時期にあることに変わりはない。継続的に各団体と連絡会議等で意見交換を行い必要な支援をすすめる。それぞれの強みを活かした、連携・協働によるまちづくりを進めていく。

また、各団体へ社協助成金及び共同募金の配分金を助成し活動を支援する。

(福祉団体)

- ・嘉手納町老人クラブ連合会
- ・NPO 法人嘉手納町母子寡婦福祉会
- ・嘉手納町障がい福祉協会
- ・嘉手納町精神療養者家族会
- ・嘉手納町民生委員児童委員協議会

②福祉団体合同新年会「初春の集い」の開催

③心配ごと相談所事業

地域住民からの相談として、遺産相続や住まいそして離婚問題に関することなど法律分野の相談ごとも多いため、弁護士の協力のもと継続して住民ニーズに対応していく。

相談員：弁護士

会場：総合福祉センター（毎月第2・第4金曜日）

※事前予約制（第2・第4金曜日：午後2時、午後2時45分、午後3時30分）

※相談時間（45分以内）

④赤い羽根共同募金運動

福祉事業の財源となる赤い羽根共同募金運動の募金活動への理解と協力を依頼し、募金活動を推進するとともに、配分金のあり方を見直していく。

※令和7年10月1日～令和8年3月31日

⑤歳末たすけあい募金運動

歳末の時期において募金活動を実施し、支援を必要とする方が地域で安心して暮らすことができるよう福祉活動を実施する。

※令和7年12月1日～令和7年12月31日

⑦母子・父子福祉事業

町内事業所よりの指定寄付金を活用して、一人親世帯の支援を行う。

⑧児童・青少年福祉事業

1) 比謝川鯉のぼりフェスタ

児童福祉週間を前に、時代を担う子ども達の健やかな成長を願い、比謝川上空に鯉のぼり約200匹を掲揚する。

掲揚期間：令和7年4月26日（土）～5月10日（日）

2) 児童福祉週間啓発ポスターの掲示

⑨老人福祉事業

高齢者の自立と生活の質の向上を目的に事業を実施する。

1) 社協サロン

制度やサービスにつながっていない閉じこもりがちな高齢者の方を対象に、新たな社会参加の場を提供し、仲間づくりの場、孤立感の解消、見守り、閉じこもりの防止、介護予防、健康づくりを目的として、また地域や制度・サービスへつなぐことも視野に入れながら事業の推進を図る。

※毎月第1月曜日（午後2時～午後4時）

2) ふれあい訪問事業

一人暮らし等の高齢者宅を見守り・ふれあい活動を目的にボランティアが訪問し高齢者の安否確認と安心して暮らせる地域支援事業として実施する。

3) 老人福祉週間啓発ポスターの掲示

⑩障害児・者福祉事業

障害児・者等の自立支援と社会参加、又、その家族の支援を図る為に事業を実施する。

1) ゆるクッキング事業

⑪法外援護活動

現行制度で対応が難しく困窮している住民に対し、緊急かつ一時的に支援を行うことを目的とする。

⑫日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）

現利用者においてもより支援が必要な状況にもなってきており、新規相談があっても対応が困難な状況にある。今後も継続して、嘉手納町が実施していく成年後見制度利用促進体制整備事業との連携の可能性を模索していく。

⑬生活福祉資金貸付事業

所得の少ない世帯、障がい者や高齢者のいる世帯に対して、その世帯の生活の安定

と経済的自立を図ることを目的に、資金の貸付を行う。

特例貸付の免除・猶予相談、償還支援を行う中で、生活困窮者世帯等の実態がより見えてきている。今年度も必要な支援、継続的な関わりをコミュニティソーシャルワーカーや他機関と連携を行い、生活に困っている相談者へ社会的、経済的支援を寄り添いながらしていく。

- 1) 貸付相談
- 2) 償還支援
- 3) 各種関連事業事務

(生活福祉資金貸付事務、臨時特例つなぎ資金事務、債権管理事務)

⑭福祉バス運行事業

福祉団体等の活動を支援する為に、福祉バスの運行を実施する。

⑮苦情解決事業

第三者委員を設置し対応を迅速に行う。

⑯制服リサイクル事業

不要になった学生服を寄附していただき、必要な方へ提供する。

⑰フードバンク事業

家庭や企業から期限が1ヶ月ほど残っている食料（缶詰・お米・インスタント食品など保存のきくもの）を寄附していただき、緊急で食料の支援が必要な方へ提供する。

【4】在宅福祉サービスの推進

①高齢者等食の自立支援事業（配食サービス）【町受託事業】

日常生活に支障のある在宅の高齢者及び心身に障害がある者に対し、食生活の改善及び安否確認を行い、福祉の向上を図る。

・調理委託先：まごころ弁当 北谷・嘉手納店（北谷町）※R7.4月より変更予定

配食日：月曜日～土曜日（夕食）

②地域介護予防活動支援事業（ミニデイサービス）【町受託事業】

集いの場・ゆんたくの場として機能しているミニデイサービスを、今年度もボランティアの皆さんと連携を図りつつ、各区での活動を支援する。

・東区がんじゅう会 　・中央区あしびなー会 　・北区百の会
・南区かりゆし会 　　・西区ゆんたの会 　　・西浜区ことぶきの会

③障害者地域生活支援事業〔町受託事業〕

障がい児・者が自立した日常生活又は社会生活が営むことができるよう、柔軟な形態により事業を実施する。そして、全事業を通じて障がいについての理解・啓発に努め、障がいがあっても自立した豊かな暮らしを営むことができるように取り組む。

- ①理解促進研修・啓発事業（ペアトレ講座、手話を知ろう、お話し会など）
- ②自発的活動支援事業（ゆんたく便りの発行、ゆんたく会の開催など）
- ③レクリエーション事業（ドームでのレクなど）
- ④文化・芸術活動支援事業（ジャンベ、映画鑑賞など）
- ⑤声の広報等発行事業
- ⑥成年後見制度法人後見支援事業

④地域活動支援センターていんがーらの運営〔町受託事業〕（障害者自立支援法）

利用者が安心して自分らしく過ごし、継続して利用できる場所を提供するために、常に利用者の立場に立ち、コミュニケーションをとるとともに、相談支援を通して利用者の不安解消を図る。

●主な活動

- 1) 安心できる居場所づくり
- 2) 生産活動（手作り商品作成・地域での販売）
- 3) レクリエーション活動（野外活動・スカットボール等）
- 4) 余暇活動の充実（大正琴・習字・音楽活動）
- 5) 日常生活等の課題に対する支援（買い物支援・調理実習）
- 6) 障がい者に対する理解を促進するための普及活動
(イベントの参加・パネル展示での事業所紹介等)
- 7) ボランティア活動（ふれあい訪問事業の袋詰め作業等）
- 8) 利用者と家族の不安解消に向けた支援
- 9) 個別支援計画の作成
- 10) 相談員（精神保健福祉士等）による相談業務

⑤わくわくクラブあすなろの運営（児童福祉法に基づく障害児通所支援事業）

わくわくクラブあすなろは、多機能型事業所として放課後デイサービス事業と児童発達支援事業を運営している。児童福祉法に基づく、障害児通所支援事業所として、発達が気になるお子さん一人ひとりに寄り添い、その発達支援と療育を行う。

異年齢の子どもたちが、のびのびと遊ぶことで人とのやりとりがうまれ、そこで人間関係を学び、相手の気持ちも理解する豊かな想像力を育てる。保護者や家族への相談や支援プログラムの実施を通じて、家族全体のサポートにも力を入れる。また、学

校教育と連携し障害児の自立促進をするとともに、放課後の居場所作りを目的とする。

町内の他の放課後等ディサービス事業所との連携を図り、情報やノウハウの共有を通じて、地域全体で質の高い支援を提供する体制を整えています。

- 1) 放課後ディサービス事業
- 2) 児童発達支援事業

⑥介護用品貸与事業（車いす）

介護保険制度など制度利用までのつなぎ、入院時の外泊、骨折等による一時的な利用が必要な方などへ貸し出す。

【5】ボランティア活動と福祉教育の推進

～みんなでつながって みんなのちいきをそだてよう～

さまざまな状況の中でも、活動する皆さん、「じぶんができること」、「自分たちができるここと」に取り組んでいる。だからこそ、活動する一人一人がやりがいを感じてもらいながら、出来る活動を進めていけるよう活動者や団体を把握し、つながりをつくり、活動しやすい環境づくりを行う。

また、今年度も「ふだんのくらしのしあわせ」の実現に向けて福祉教育等、学校との連携を図り実施していく。そして、これから嘉手納町の未来を、地域の子ども達と一緒に考えていける場と機会を検討していく。

○ボランティア活動を定義づける概念

「自発性」・・・自ら進んでする。するかしないか自体が自由である。

「社会性（公益性）」・・・自分自身や仲間内の利益ではなく、みんなに開かれている。

「無償性」・・・金品に限らず、対価を得ない行為。実費弁償は対価とみない。

【実施事業】

①ボランティア団体助成事業

- 1) 手話サークルかでな
- 2) 手話サークルノビルの会
- 3) リーディングサービスあいあい

②ボランティア・NPO支援事業

- 1) 個人ボランティア活動に関する相談・支援
- 2) ボランティア団体活動に関する相談・支援
- 3) ボランティア保険に関する相談・支援
- 4) ボランティア感謝の集い
- 5) 一人暮らし高齢者宅等清掃活動
- 6) NPO団体に関する相談・支援
- 7) ボランティアだよりの発行

③ボランティアセンター拠点整備

- 1) ボランティア（個人・団体）登録及び情報提供
- 2) ボランティア活動等に必要な資材の整備及び貸与

④福祉教育の推進

- 1) 福祉教育協力校指定事業
屋良小学校、嘉手納小学校、嘉手納中学校、嘉手納高校
- 2) 福祉教育協力校連絡会の開催
- 3) 福祉教育推進助成事業（公募）
町内の保育園・幼稚園を対象に実施
- 4) 小学生ボランティアスクール
- 5) いもっ子ボランティアスクール
- 6) 学校・一般団体・企業への体験学習・研修への支援